

○株主本人確認指針の改正について

〔 2020年10月16日  
全国株懇連合会理事会決定 〕

医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業またはこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

当該告知要求制限の規定は、2020年10月1日から施行されていますので、「株主本人確認指針」について、告知要求制限に抵触しないよう遵守すべき事項を明記するため、別紙（下線部分が改正箇所）のとおり改正するものとします。

以上

○株主本人確認指針

平成20年12月 5日 全国株懇連合会理事会決定

改正	平成21年 4月10日全国株懇連合会理事会	平成23年 2月 4日全国株懇連合会理事会
	平成23年 4月 8日全国株懇連合会理事会	平成24年 8月24日全国株懇連合会理事会
	平成28年 2月 5日全国株懇連合会理事会	平成28年 8月26日全国株懇連合会理事会
	2020年10月16日全国株懇連合会理事会	

指針	説明
<p>1. 趣旨</p> <p>株券電子化後の株主本人確認方法として株主印鑑に代わる新しい仕組みを構築する必要が出てきたため、本指針では、株主印鑑票に代わる株主本人確認の方法を示すものである。</p> <p>なお、本指針で示す株主本人確認の方法はあくまでも例示であって、会員各社の実情に応じて別途各社の判断にて適宜な方法を採用して株主本人確認することを妨げるものではない。</p> <p>2. 株主本人確認の方法</p> <p>(1) 集团的権利行使の場合</p> <p>発行会社が作成し、株主の登録住所宛に送付された書類等の提出をもって確認する。</p> <p>(2) 少数株主権等行使の場合</p> <p>少数株主権等を発行会社に対し直接行使する場合には、以下の方法により株主本人確認を行う。</p> <p>① 請求書（署名または記名押印のあるもの）および株主本人確認資料の提出を受ける。</p> <p>② 個別株主通知にて通知される株主の氏名または名称および住所と株主本人確認資料上の氏名または名称および住所の一致を確認する。</p> <p>③ 対面での権利行使において、株主本人確認資料に顔写真が貼付されている場合は顔写真と対面している株主が同一人物かどうか確認する。</p> <p>④ 株主本人確認資料が請求書への押印と当該印鑑にかかる印鑑登録証明書の場合には、印鑑照合を行い確認する。</p> <p>⑤ 法人株主が行う場合であって、対面での権利行使の場合には、対面者についても本人確認を行う。</p>	<p>○集团的権利（会社法124条第1項に規定する権利）を行使する場合の株主本人確認については、短期間に大量・迅速に処理することを勘案し、従前どおり議決権行使書や配当金領収証といった発行会社作成の書類の提出をもって株主本人確認資料とする。</p> <p>○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号 以下「犯罪収益移転防止法」という。）は、マネーロンダリング、テロ資金供与防止を目的としており、株主の権利行使の際の本人確認とはその目的を異にするが、証券会社等の口座管理機関が行う振替業も同法に基づく本人確認の対象となっており、本人を確認する手段としては参考になる方法と考えられる。</p> <p>○犯罪収益移転防止法で定める本人確認方法に従えば、非対面の場合、本人確認資料またはその写しの送付を受け、別途取引関係書類を転送不要の書留郵便で送付し、当該書類の返送がないことをもって本人確認をすることとなるが、株主の権利行使にあたっては取引関係書類自体が存在せず、株主権の行使が犯罪収益移転防止法の適用対象となる取引に該当する場合もあまり考えられない。また、現実的にも非対面での権利行使にあつて書留郵便手続を行うことは煩瑣であり、株主権行使に際しての株主本人確認にあつてはそこまで厳格な手続をとる必要はないものと考えられる。したがって、本指針では書留郵便手続についてはこれを要しないこと</p>

<p>3. 株主本人確認資料</p> <p>(1) 少数株主権等の請求書への印鑑の押印と当該印鑑にかかる印鑑登録証明書</p> <p>(2) 対象株主が個人の場合((4)の外国人を除く)</p> <p>① 運転免許証(運転経歴証明書を含む)、各種健康保険証、国民年金手帳、身体障害者手帳、母子健康手帳、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券等 (非対面の場合は、写しでも可)</p> <p>② ①のほか、官公庁発行書類等で氏名、住所の記載があり、顔写真が貼付されているもの</p> <p>(3) 対象株主が法人の場合((4)の外国人を除く)</p> <p>① 登記事項証明書</p> <p>② ①のほか、官公庁発行書類等で法人の名称および本店または主たる事務所の記載があるもの</p>	<p>としている。</p> <p>○行使される権利内容によっては、慎重を期して、書留郵便手続を踏むことも考えられる。その場合、当該個別株主通知の有効期間は4週間であり時間的には余裕があると思われるが少数株主権等の行使が個別株主通知の有効期限間際に行われた場合には、書留郵便手続を経っていたのでは4週間を経過してしまう可能性もある。そのような場合であっても、少数株主権等の行使自体の受付が4週間以内であれば救済する取扱いとすることも可能と考えられる。</p> <p>○犯罪収益移転防止法では、法人の場合、取引担当者の本人確認も必要とされている。法人株主が対面にて権利行使する際には、権利行使をする自然人についても原則として本人確認を要するものとする。</p> <p>ただし、この場合の自然人の本人確認は、株主としての確認ではなく、法人の代理人または使者と確認できれば構わない。</p> <p>したがって、委任状や職務代行通知書に指針3(2)①または②の本人確認書類の提示を求める以外にも、社員証や名刺の提示を受け、法人株主への電話等による権限確認をもって権利行使を認めることも考えられる。</p> <p>○少数株主権等行使のうち、既に開示されている書類(例えば、定款)に対する閲覧・謄写請求があった場合には、本人確認資料の提出や個別株主通知手続自体を要しないことが考えられる。</p> <p>○本人確認資料としてここに列挙してある書類は、犯罪収益移転防止法を参考としている。</p> <p>○犯罪収益移転防止法では、非対面の場合、これらの資料の写しと書留郵便手続の併用を求めているが、株主の権利行使の場合には書留郵便手続までの厳格な手続を経る必要はないものと考えられるため、これら資料の写しの提出のみを規定している。</p> <p>○「各種健康保険証」には、「国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」が含まれる。</p> <p>○「国民年金手帳、身体障害者手帳」には、「国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳または戦傷病者手帳」が含まれる。</p>
--	---

(4) 本邦に在留していない外国人および外国に本店または主たる事務所を有する法人

上記(1)、(2)、(3)のほか、日本国政府の承認した外国政府または国際機関の発行した書類等であって、本人特定事項の記載のあるもの

(5) 上記の他、株主本人であることを確認できる他の書類を用いることができる。

○「個人番号カード」を株主本人確認資料として利用する場合には、氏名、住所、生年月日、顔写真等が記載されている表面のみを利用する。マイナンバー（個人番号）が記載されている個人番号カードの裏面は、法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の手続き以外で利用することはできないため、裏面の写しを取ったり、マイナンバーを書き写すことができないことには留意しなければならない。

○各種健康保険証（介護保険の被保険者証を除く。以下同じ）を株主本人確認資料として利用する場合には、保険者番号および被保険者等記号・番号（以下「被保険者記号・番号等」という。）について健康保険事業等の手続き以外で利用することはできないため、対面の場合には被保険者等記号・番号等を書き写すことがないようにすることや、写しをとる際には、当該写しの被保険者記号・番号等を復元できない程度にマスクングを施すこと、また、非対面の場合に各種健康保険証の写しの提供を受けるに際して、マスクングが施されていない写しを受領したときは発行会社において当該写しに同等のマスクングを施す必要があることに留意しなければならない。

○犯罪収益移転防止法では、個人について更に「①戸籍謄本・抄本（附票の写しが添付されているもの）、住民票の写し・住民票記載事項証明書」と「①のほか、官公庁発行書類等で氏名、住所の記載があり、顔写真のないもの」も本人確認資料とされている。ただし、この資料については対面であっても書留郵便手続が必要とされている。

株主権行使の際には、書留郵便手続までの厳格な手続は求めず、これらの資料の提出をもって本人確認資料とすることが考えられる。

○犯罪収益移転防止法における本人（個人）の特定事項としては、「氏名、住居、生年月日」とされているが、株主の場合、発行会社として知り得るのは、「氏名、住所」であるため、指針における確認書類はその旨修正している。

○株式取扱規程（全株懇モデル）第10条第1項ただし書では、「当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない」とされている。具体的には、株主と面識のある場合は、特に株主本人確認の資料を求めず、株主が社員である場合には社員証、株主が取引先であれば取引印鑑の請求書への押印をもって株主本人確認とすることが考えられる。また、行使しようとしている少数株主権等の内容によっては、受付票をもって本人確認資料とすることも考えられる。

#### 4. 株主本人確認資料の有効期限

- ① 有効期限のある公的証明書類については、発行会社に提示または送付を受ける日において有効であること
- ② 有効期限のない公的証明書類については、発行会社に提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものであること

#### 5. その他の取扱い

##### (1) 未払配当金

指定した銀行口座に振込不能となった場合および配当金領収証を紛失した場合  
株主本人名義の銀行等の預貯金口座への送金依頼の場合には送金依頼書への必要事項の記入と押印

株主本人名義でなく、他人名義の預貯金口座への送金依頼の場合には送金依頼書への必要事項の記入と押印に加え、印鑑登録証明書の添付

- (2) 特別口座に記録されている株主にかかる株主本人確認は株主として届出していた印鑑をもって行う。

○受付票をもって本人確認資料とする場合には、受付票交付の起因となる個別株主通知の有効期間が4週間であることからその有効期間にあわせることが考えられる。

○有効期限のない本人確認資料の場合、株主に当該本人確認資料が提示日現在で有効であることを確認したり、本人確認資料の発行元に対して有効であることの確認をする等、適宜の方法で対応することが考えられる。

○未払配当金についての本人確認は、株主権行使の結果、既に発生した配当金受領債権の受領権者の確定の意味であり、厳密には、株主本人確認とは別のものであるが、株券電子化に伴い、口座管理機関等ではなく、発行会社(株主名簿管理人)にて行うこととなることからその取扱いについて注意的に記載している。

未払いとなっている配当金領収証については、通常の配当金領収証の取扱いと同様な取扱いが想定されるが、押印および未払いとなっていることを確認のうえ支払手続を実施する必要がある。

振込不能や配当金領収証喪失時には、株主の登録住所宛に送金依頼書を送付することとなるため、当該依頼書の返送をもって株主本人確認とすることも考えられるが、振込先の指定は新たに配当金受領口座を指定していると同様の行為とも考えられる。一方、事務処理上の観点からは、常に本人確認資料を要するとすることは現実的ではなく、株主サービスの観点からもやや問題が残る。そこで、未払配当金を株主本人口座に振り込む場合には、株主意思に基づいていると想定できるため押印のみで本人確認書類は不要とし、他人名義の口座への振込指定の場合のみ印鑑登録証明用の印鑑の押印と印鑑登録証明書の添付を要することとした。

○特別口座における株主本人確認方法は、従前と同じく株主の登録印鑑をもって行うことが簡便であり、現実的な対応と考えられる。